

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進
	政策の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置を要望
	同上の期間中の達成目標	少子高齢化や高齢期の長期化が進展し、国民の老後生活が多様化している現在の状況において、国民の老後の所得保障の充実を図っていくためには、国民の自主的な努力を促すことが重要であり、今後ともこれらの制度の普及を図っていく。
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約1,984万人（令和3年度末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社（約27社（令和3年度末時点。生保協会・信託協会調べ））が特別法人税の納税義務者である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されることにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。 なお、企業年金等については、事業主拠出時の損金算入、給付時の公的年金等控除等、掛金の拠出時及び給付時において、税制上の所要の措置が講じられている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	国民の老後の生活設計の柱である公的年金とあいまって高齢期の所得確保を図るための制度である企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進されることにより、国民の老後の所得保障の充実が図られるとともに、勤労者の財産形成が促進されことにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成11年度、平成13年度、平成15年度、平成17年度、平成20年度、平成23年度、平成26年度、平成29年度及び令和2年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、各年度において、課税停止が延長されている。